

## 挨拶

21世紀は「人権の世紀」と言われるように、全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することは人類共通の願いです。しかしながら、いじめや児童虐待、女性への暴力など、誰もが持っている基本的な権利である人権を侵害し、個人の尊厳や生命までも脅かす行為が後を絶ちません。

埼玉県教育委員会では、埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定し、「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」の基本理念の下、次世代を担う子供たちの育成に取り組んでおります。その中で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権尊重の理念を踏まえ、「人権を尊重した教育の推進」を施策の一つに掲げ、人権教育を推進する指導者を養成するとともに、指導内容・指導方法の改善などに努めてまいりました。

この「埼玉県人権教育実施方針」は、平成24年3月に改定された「埼玉県人権施策推進指針」の人権教育の基本的な方針に基づき、平成15年3月に策定した「埼玉県人権教育推進プラン」を改定したものです。今回の改定では、人権教育を推進する上での施策の方向性として、「あらゆる場を通じた人権教育の推進」「人権感覚の育成」「人権意識の向上」などを示す内容となっております。

学校を始めとする教育機関等におかれましては、本実施方針を活用し、児童生徒に人権尊重の精神を培う人権教育を推進して下さるようお願いいたします。また、市町村におかれましては地域の実情に応じ、本実施方針を参考にして、系統的・継続的に人権教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、改定に当たり、貴重な御意見をいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成25年2月

埼玉県教育委員会教育長

前 島 富 雄